



# 島根県報

令和8年2月20日（金）  
第695号  
（毎週火・金曜日発行）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（        ”        ）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出	（高 齢 者 福 祉 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業 廃止の届出	（        ”        ）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 が い 福 祉 課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂   防   課）	3

### 【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（3件）	（農 業 経 営 課）	3
地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地の指定	（農 村 整 備 課）	6
公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	8
河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河   川   課）	8

## 告 示

## 島根県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年2月20日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
和田医院	雲南市三刀屋町三刀屋974-2	令和7年12月31日

## 島根県告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年2月20日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
和田医院	雲南市三刀屋町三刀屋974-2	令和8年1月1日

## 島根県告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和8年2月20日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
公益社団法人 益田市 医師会	訪問介護	益田市医師会ホーム ヘルプ事業所	益田市遠田町3721番地12	令和8年3月31日
社会福祉法人 海士町 社会福祉協議会		社会福祉法人 海士 町社会福祉協議会	隠岐郡海士町大字海士 3969番地1	

## 島根県告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和8年2月20日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社浜野屋	訪問看護	訪問看護ステーション すまいる	江津市都野津町2372番 地5	令和8年3月1日
	介護予防訪問看護			

## 島根県告示第94号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和8年2月20日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
中田 朋宏	心臓血管外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和8年1月30日
柴田 洋平	脳神経外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和8年1月30日
山崎 智博	脳神経外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和8年1月30日

## 島根県告示第95号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年2月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 竹の前（追加）
- 2 土地の表示

昭和53年島根県告示第951号（竹の前区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱9号と次に掲げる地番の土地に存する標柱21号を結んだ線、標柱21号から標柱23号までを順次結んだ線及び告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱23号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡知夫村字竹ノ前472番1	21号及び22号
〃 473番10	23号

## 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年2月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
仁多郡奥出雲町竹崎27	田	3,144

- 2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

## 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年4月1日	権利の始期から令和13年3月31日まで	38,500

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

## (1) 提出期限

令和8年3月6日

## (2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

## (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年2月20日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
仁多郡奥出雲町亀嵩1852番2	田	1,207
仁多郡奥出雲町亀嵩1852番3	田	2,100

## 2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

## 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年4月1日	権利の始期から令和12年12月31日まで	57,875

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

## (1) 提出期限

令和8年3月6日

## (2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

## (3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年2月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
仁多郡奥出雲町上三所681番3	田	674
仁多郡奥出雲町上三所684番3	田	837
仁多郡奥出雲町上三所687番3	田	1,209
仁多郡奥出雲町上三所688番3	田	1,597

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年4月1日	権利の始期から令和12年12月31日まで	75,550

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月6日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項の規定において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業飯梨地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

令和8年2月20日

島根県知事 丸山達也

1 従前の土地の表示

(1) 地積を特に減じて換地を定める土地

所在	地番	地目	地積（平方メートル）	特に減ずる地積（平方メートル）	摘要
安来市古川町下原	597	田	1,166	110	
安来市古川町寄拼	330	田	1,526	129	
安来市古川町板橋	265	田	1,412	135	
安来市古川町下原	600-1	田	1,018	93	
安来市古川町鋸先	213-1	田	1,842	173	
安来市古川町袋路	517-1	田	1,185	71	
安来市古川町川添	75-1	田	117	3	
安来市植田町三日市	366-1	田	1,150	89	
安来市植田町池堀	486	田	1,196	142	
安来市植田町池堀	499-1	田	1,150	26	
安来市植田町池堀	501-1	田	1,153	175	
安来市古川町寄拼	382	田	1,596	61	
安来市植田町寺輪	208-1	田	1,097	67	
安来市古川町住矢	551	田	1,262	98	
安来市植田町新田	996	田	2,985	309	
安来市古川町下原	626-1	田	988	75	
安来市古川町下原	625-2	原野	155	3	
安来市植田町西谷	661-1	田	2,309	177	
安来市古川町鋸先	148-1	田	2,165	74	
安来市古川町鋸先	39	田	1,708	103	
安来市古川町袋路	544	田	1,252	97	
安来市植田町新田	977	田	1,546	51	
安来市古川町袋路	545	田	1,246	109	

(2) 換地を定めない土地

所在	地番	地目	地積（平方メートル）	摘要
安来市古川町畑田	538-2	田	476	
安来市古川町畑田	539-1	田	957	
安来市古川町畑田	554-1	田	996	
安来市古川町畑田	555	田	955	
安来市古川町川田	611-1	田	290	

安来市古川町川田	611-2	田	294
安来市古川町川田	611-3	田	343
安来市古川町野畑	616-1	田	456
安来市古川町野畑	617-1	田	581
安来市古川町川田	618-1	田	171
安来市古川町川田	644-1	田	333
安来市古川町畑田	585-2	田	631
安来市古川町野畑	586-2	田	763
安来市古川町川田	619	田	952
安来市古川町川田	620	田	948
安来市古川町川田	643-1	田	581
安来市古川町川田	643-2	田	373
安来市古川町畑田	582-1	田	118
安来市古川町畑田	582-2	田	861
安来市古川町野畑	587	田	1,190
安来市古川町野畑	590	田	1,180
安来市古川町野畑	591-1	田	528
安来市古川町野畑	613-1	田	690
安来市古川町野畑	613-2	田	489
安来市古川町川田	608-1	田	972
安来市古川町畑田	536-1	田	611
安来市古川町畑田	536-2	田	152
安来市古川町畑田	536-3	田	171
安来市古川町畑田	537-1	田	571
安来市古川町畑田	537-2	田	373
安来市古川町野畑	646-3	田	525
安来市植田町新田	1050	田	938
安来市植田町新田	1051	田	1,066
安来市植田町新田	1042	田	2,474
安来市古川町野畑	563-2	田	154
安来市古川町野畑	616-2	田	723
安来市植田町新田	1044	田	973
安来市植田町新田	1045	田	971
安来市古川町下原	609	田	948
安来市古川町川田	641-1	田	716
安来市古川町川田	641-2	畑	246
安来市古川町川田	644-2	田	327
安来市古川町川田	644-3	田	297
安来市植田町新田	1049	田	2,169
安来市古川町川田	618-2	田	317

安来市古川町川田	618-3	田	466
安来市古川町畑田	556-1	田	357
安来市古川町畑田	556-2	田	598
安来市古川町畑田	557	田	932
安来市植田町新田	1047	田	3,339
安来市古川町川田	595-1	田	967
安来市古川町野畑	612	田	1,183
安来市古川町野畑	617-2	田	604
安来市古川町野畑	645	田	1,193
安来市古川町野畑	646-1	田	168
安来市古川町野畑	646-2	田	495
安来市古川町畑田	584-1	田	376
安来市古川町畑田	584-2	田	571
安来市古川町野畑	562-2	田	164
安来市古川町畑田	565-1	田	402
安来市古川町畑田	565-2	田	111
安来市古川町畑田	583	田	945
安来市古川町野畑	586-1	田	426
安来市古川町川田	610	田	955
安来市古川町畑田	538-1	田	442
安来市古川町川田	594	田	942
安来市古川町川田	621-1	田	967
安来市古川町川田	642	田	948

## 2 指定年月日

令和8年2月4日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年1月19日に終了した旨国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年2月20日

島根県知事 丸山達也

## 1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量（標高改定に伴う成果改定））

## 2 作業期間

令和7年10月28日から令和8年1月19日まで

## 3 作業地域

飯石郡飯南町上赤名地内

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者

又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和8年2月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶（その他附属物含む。） 13隻

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

一級河川斐伊川水系苅藻谷川において、出雲市園町地内

ア 沖の島橋直下の左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

イ 沖の島橋直下の右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

ウ 排水機場上橋直下の右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

エ 排水機場上橋下流約5メートルの右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

一級河川斐伊川水系新建川において、出雲市斐川町荘原及び学頭地内

オ 町東大橋直下の右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

カ 荘原大橋直下の左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

キ 荘原大橋下流約105メートルの右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

ク 荘原大橋下流約240メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

ケ 出雲空港大橋下流約1,140メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

コ 出雲空港大橋下流約1,185メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

サ 出雲空港大橋下流約1,255メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

シ 出雲空港大橋下流約1,260メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

一級河川斐伊川水系七日市川において、出雲市斐川町学頭地内

ス 七日市橋下流約10メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

(2) 日時

ア 令和8年1月26日11時00分から同日11時30分まで

イ 令和8年1月26日15時00分から同日15時30分まで

ウ 令和8年1月27日15時00分から同日15時30分まで

エ 令和8年1月27日11時00分から同日11時30分まで

オ 令和8年1月20日11時00分から同日11時30分まで

カ 令和8年1月22日11時00分から同日11時30分まで

キ 令和8年1月23日11時00分から同日11時30分まで

ク 令和8年1月22日15時00分から同日15時30分まで

ケ 令和8年1月21日11時00分から同日11時30分まで

コ 令和8年1月20日15時00分から同日15時30分まで

サ 令和8年1月19日15時00分から同日15時30分まで

シ 令和8年1月23日15時00分から同日15時30分まで

ス 令和8年1月19日11時00分から同日11時30分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

- ア 令和8年1月26日 12時00分
- イ 令和8年1月26日 16時00分
- ウ 令和8年1月27日 16時00分
- エ 令和8年1月27日 12時00分
- オ 令和8年1月20日 12時00分
- カ 令和8年1月22日 12時00分
- キ 令和8年1月23日 12時00分
- ク 令和8年1月22日 16時00分
- ケ 令和8年1月21日 12時00分
- コ 令和8年1月20日 16時00分
- サ 令和8年1月19日 16時00分
- シ 令和8年1月23日 16時00分
- ス 令和8年1月19日 12時00分

(2) 場所

出雲市平田町5292-5 国有地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所  
が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第二課 電話 0853-30-5634